

西宮市業務委託契約に係る指名業者選定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号。以下「規則」という。）第14条第1項の規定に基づき、本市が発注する業務委託契約に係る指名競争入札に参加させるべき者（以下「指名業者」という。）の選定について必要な事項を定めるものとする。

(選定の原則)

第2条 指名業者の選定については、規則第13条第2項に規定する競争入札参加有資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）のうち、西宮市指名停止基準に基づく措置が行われていない者から選定するものとする。

2 前項の指名業者の選定に際しては、次の各号に掲げる事項を考慮し、原則として市内業者（本市に本店又は本社を有する有資格者をいう。）を優先して選定するものとする。ただし、市内業者で競争性が確保できないとき又は契約内容により市内業者の選定ができないときは、その他の有資格者を含めた中から選定するものとする。

- (1) 指名競争入札参加資格者名簿における登録業種
- (2) 契約の履行に関する許認可等の有無
- (3) 業務の実施体制等を評価する第三者認証等の有無
- (4) 対象業務への対応の可否
- (5) 同種・類似契約の実績
- (6) 同種・類似契約の入札における応札実績
- (7) 契約の履行に必要な専門知識を有する者の雇用状況
- (8) 契約の履行に必要な機材の保有状況
- (9) 売上高
- (10) 電子入札の利用者登録の有無
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(選定の例外)

第3条 次の各号に掲げる場合は、前条の規定により選定した有資格者を指名業者としないことができる。

- (1) 有資格者から指名を希望しない旨の申し出があった場合
- (2) 同種・類似契約の入札において、一定期間、辞退が継続した場合
- (3) 他の入札への指名又は指名予定が多数ある場合（他の有資格者の指名回数との均衡を踏まえた指名をする必要があると認めた場合に限る。）

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、指名業者の選定に必要な事項は別に定めるものとする。

(上下水道局への適用)

第5条 この基準は、西宮市上下水道局に適用する。この場合において、第2条に「西宮市指名停止基準」とあるのは、「西宮市上下水道局指名停止基準」と読み替えるものとする。

付 則

この基準は、令和4年1月1日から実施する。